

令和5年12月議会

生活環境委員会 報告資料

報告第45号

交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について … 1頁

報告第47号

交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について … 4頁

消防自動車による事故報告について（第一報） … 7頁

災害対応能力向上に向けた教育訓練施設の整備について … 10頁

消 防 局

相手方塀の損傷状況

※福岡市情報公開条例に定める非公開情報として認められる
おそれのある情報については、掲載していません。

消防局車両の損傷状況



報告第 47 号

交通事故による損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、交通事故による損害賠償の額を決定することについて、令和5年11月28日に次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの。

事故発生日時	令和5年8月17日（木曜日） 午後3時55分頃 天候：雨		
事故発生場所	福岡市中央区薬院四丁目5番12号付近路上		
相手方	住所	※福岡市情報公開条例に定める非公開情報として認められる おそれのある情報については、掲載していません。	
	氏名		
事故の概要	令和5年8月17日午後3時55分頃、消防局中央消防署予防課所属の職員が、業務のため同課所管の軽自動車を運転中、市内中央区薬院四丁目5番12号所在の駐車場の前面の道路上において、当該駐車場に駐車するため当該車両を後退させた際、左側に停止していた相手方●●●●氏所有の普通乗用自動車に接触し、当該車両を破損させ、損害を与えたものである。		
損害の程度	相手方	人的損傷	なし
		物的損傷	車両右前部の損傷
	市側	人的損傷	なし
		物的損傷	なし（接触痕のみ）
過失割合	相手方 0割	本市 10割	
損害賠償額	221,000円		

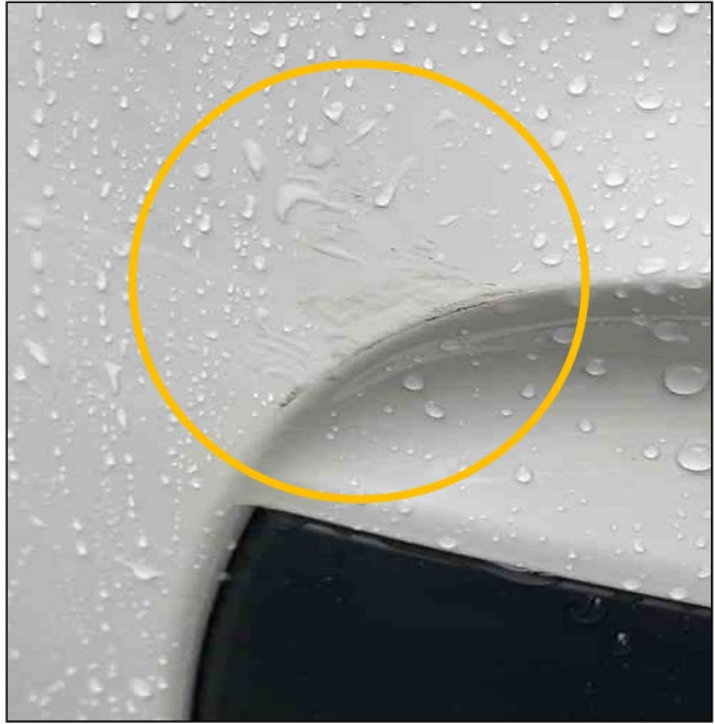
事故現場見取図



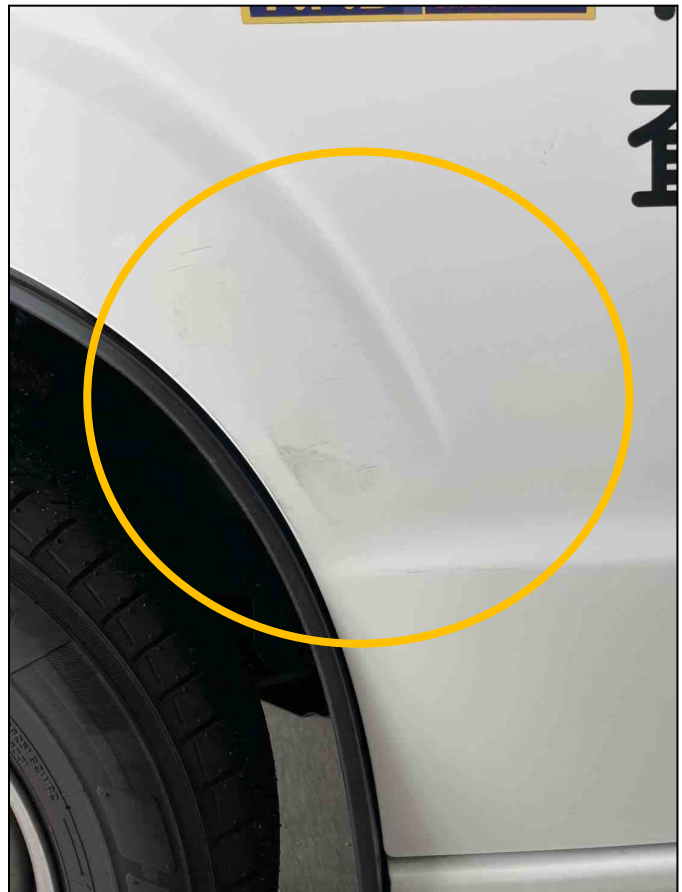
事故現場詳細図



相手方車両の損傷状況

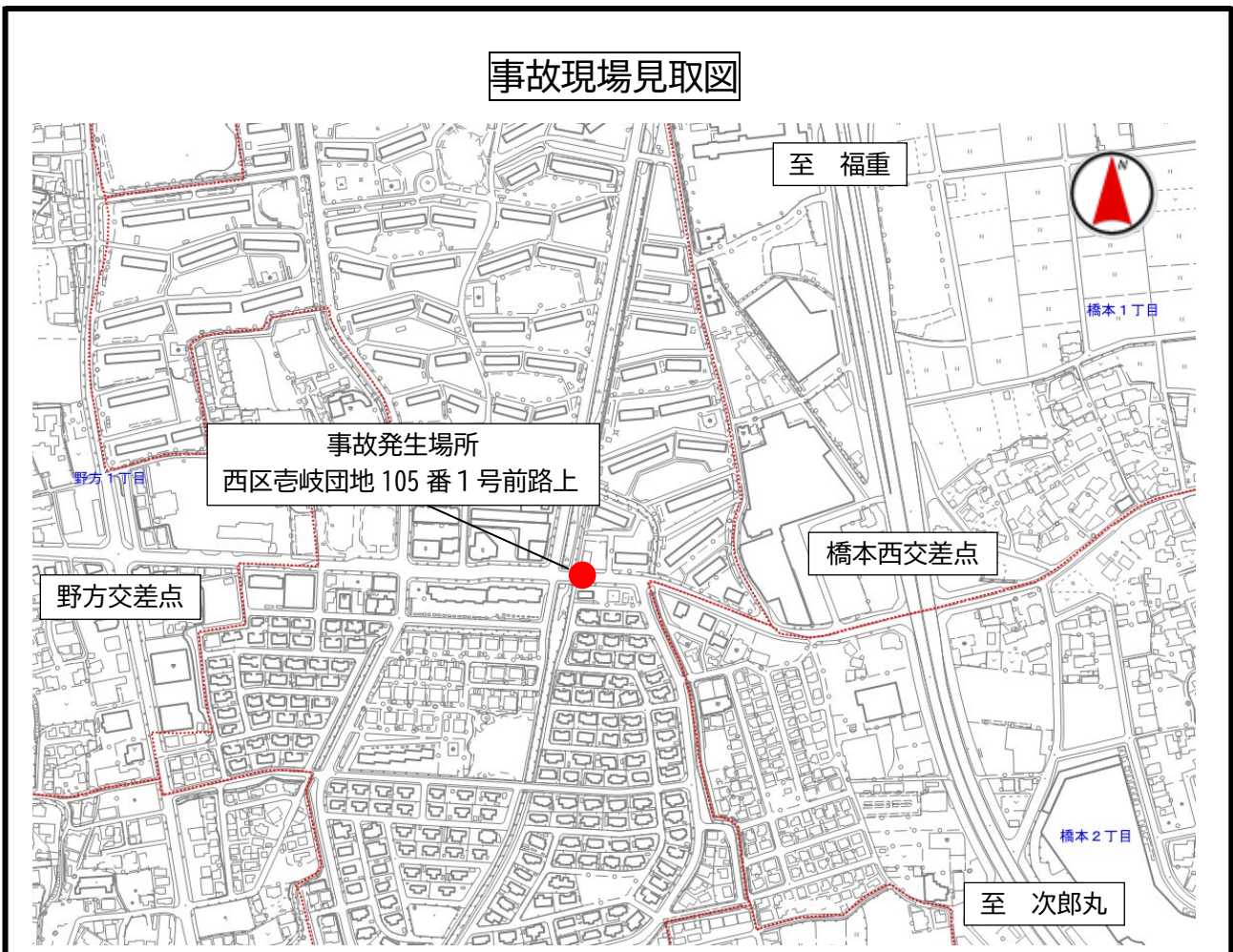


消防局車両の状況

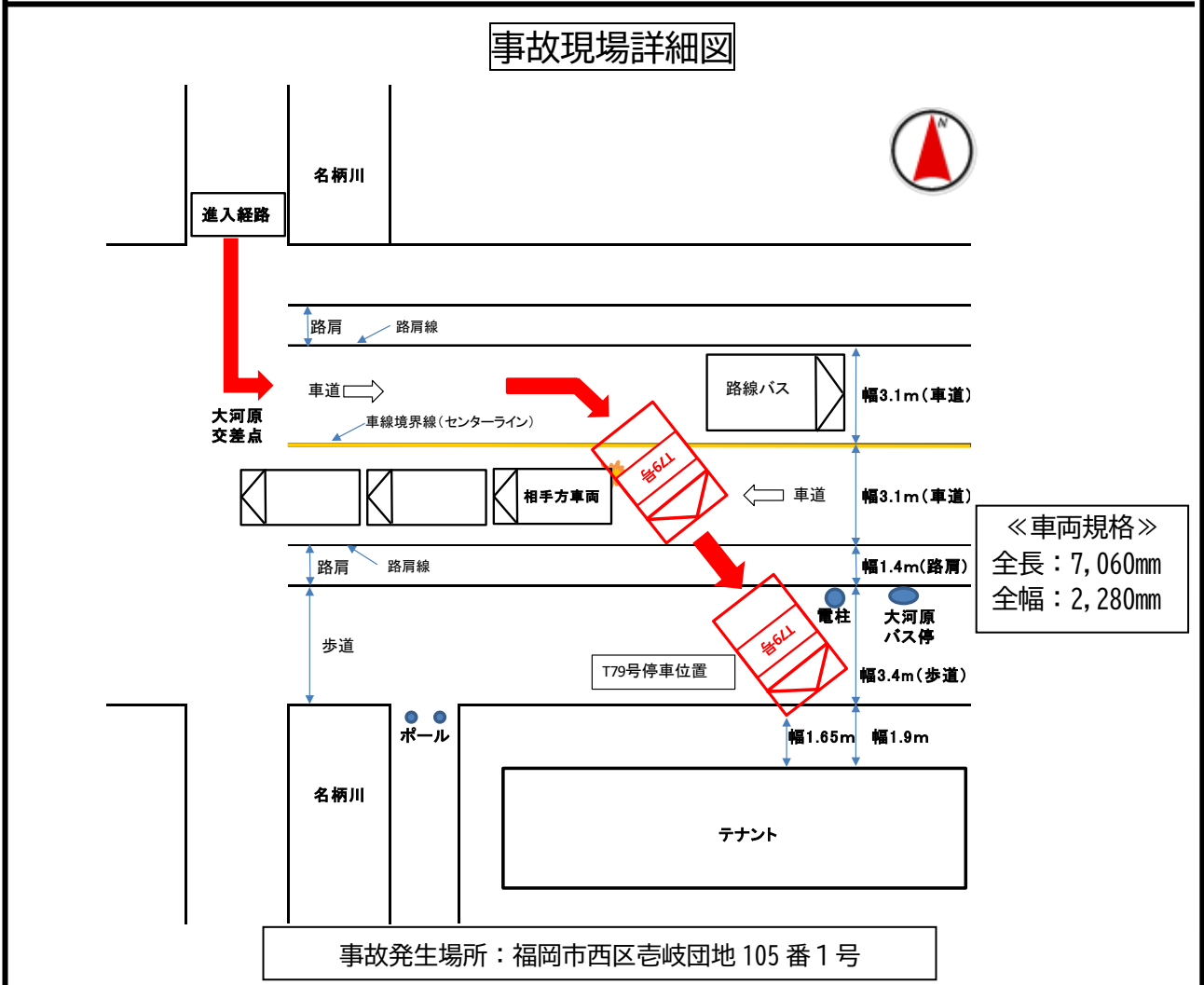


※接触痕のみ。修理の必要なし。

事故現場見取図



事故現場詳細図



相手方車両の損傷状況



消防局車両の状況



※相手方車両の塗装の付着のみ。キズやへこみ等なし。

災害対応能力向上に向けた 教育訓練施設の整備について

1 趣旨

- 福岡市は人口160万人を超える大都市であり、様々な都市機能が集積するとともに、山や海など豊かな自然環境を有し、さらには市域内に福岡空港や博多港など人流や物流の重要な拠点施設が存在するなど、発生が想定される災害の様相には多様なものがある。
また、市の防災計画で想定されている風水害や地震のほか、近年発生する自然災害の激甚化、頻発化が全国的に見られている中、消防は様々な態様の災害に的確に対応していくことが必要となっている。
- 発生が想定される災害から市民の生命、身体、財産を守るために必要な消防力を確保していくにあたっては、消防施設や資機材の充実を図ることだけではなく、消防職員や消防団員の専門的知識・技術の修得をさらに推進し、消防業務の高度化を図り、災害対応能力を向上させていく必要がある。
- 社会状況の変化や都市の特性を踏まえた様々な災害への対応能力の向上を図るため、教育訓練施設である市消防学校における教育訓練を効果的・効率的に実施できる機能の強化に向けた施設整備の実施について検討を行っているもの。

2 福岡市消防学校の概要

- 所在地 早良区西入部1丁目15番10号
- 敷地面積 34,949㎡
- 整備 昭和53年7月
- 主な教育 初任教育、警防科教育、救急科教育、救助科教育、消防団員教育、市民防災教育 など
- 主な施設 主訓練棟、副訓練棟、雨天訓練場、教育棟、寮棟 など



3 施設面での課題

- 職員の若返りが進み、現場経験が少ない職員が増えている中、災害対応能力の維持向上に必要な実践的・効果的な教育訓練が実施できる特殊な環境を再現できる施設が必要。
- 多様化し、激甚化、頻発化する災害に対応するための専門的知識・技術を効果的に修得できる教育訓練施設が必要。
- 現在の学校は、整備から40年以上経過し、火災防ぎょ訓練等による燃焼、放水、各種資機材の使用等の影響により、老朽化が進んでおり、施設面での抜本的な対策が必要。
- 研修効果を向上させるため、研修生が集中できる空間の確保や感染症対策に配慮した教育環境が必要。

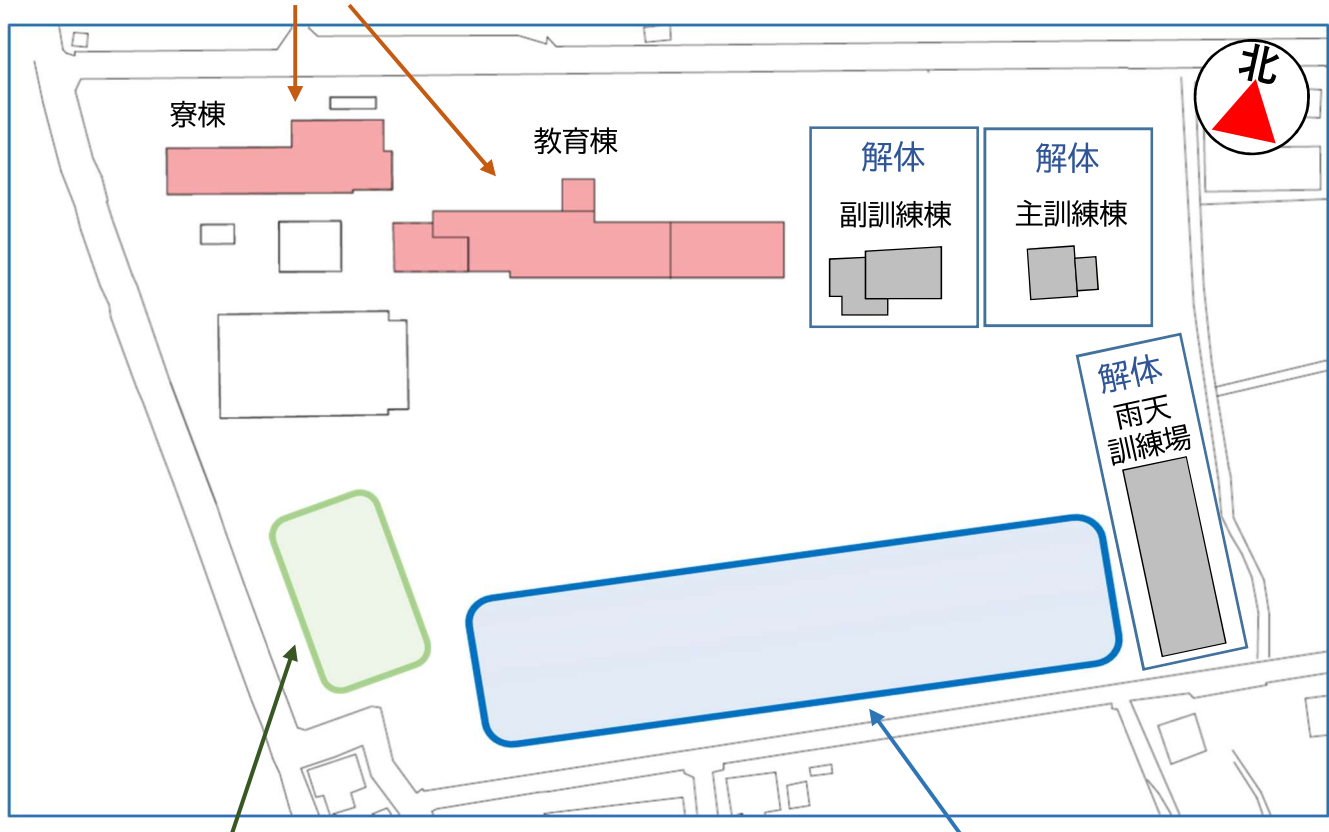
4 施設整備の考え方

- 実践的、効果的な訓練を通じて消防職員、消防団員の災害対応能力の向上を図るため、災害現場特有の特殊な環境を再現できる機能を備えた教育訓練施設の整備を行う。
- 進化するICTなどの最新技術等に対応した専門的知識・技術の修得が、より効果的、効率的にできる教育訓練環境を有する施設の整備を行う。
- 既存施設のうち、必要となる機能を改修により付加できるものについては、その活用を図ることにより、効率的な整備を行う。
- 整備期間中においても、必要な教育訓練が継続できるよう、ローリング方式により整備を進める。

施設	強化する機能	施設整備の手法
訓練施設	<ul style="list-style-type: none">・ 火災環境（高温、熱気、視界不良）を再現できる機能・ 共同住宅や店舗等の環境を再現できる機能・ 住居等の密集地域（街区）の環境を再現できる機能・ 大規模倉庫等の環境を再現できる機能・ 水害や土砂災害の環境を再現できる機能	新規整備
教育棟 寮棟	<ul style="list-style-type: none">・ より効果的に専門的な知識、技術の修得が可能となる教育環境・ 集中できる空間や感染症対策に配慮した教育環境	既存施設の改修

5 施設配置(案)

教育棟・寮棟(既存施設の改修)



自然災害訓練施設(新規整備)



火災・特殊災害訓練施設(新規整備)



6 整備スケジュール(案)

令和6年度 ~ 順次 基本設計・実施設計

令和7年度 ~ 順次 建築工事

令和12年度頃までに各施設順次供用開始